

2016年2月29日

宮城県環境生活部
食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

宮城県生活協同組合連合会
住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F
電話番号 022-276-5162
会長理事 宮本 弘 (みやぎ生活協同組合 理事長)

平成28年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)への意見

平成28年度宮城県食品衛生監視指導計画案の策定にあたり、下記の意見を提出いたします。

記

1. 第2重点取組-1 食中毒の予防対策- (1) について

ノロウイルスは冬季を中心に発症することが多いと考えられていますが、2015年6月に仙台市内で開催された地域行事において、ノロウイルスによる食中毒が発生し、45人が発症しました。食品等事業者に対して食品取扱者の健康管理等の重要性を周知し適切な対応の指導をすることはもちろんですが、県民に対して食品の取り扱いや調理担当者の体調管理についての十分な啓発が必要です。

2. 第2重点取組-2 食品の放射性物質の検査と情報提供- (2) について

食品中の放射性物質の検査結果については、ホームページや新聞、県政だより等で県民に情報提供されています。しかし、風評被害をなくすためには、検査の継続とともに、県民に分りやすく情報提供する際、結果の見方や結果をどう判断するかなど、消費者がメディアに惑わされないようにする必要があります。同時に、基準値超過品目については流通していないことも理解できる内容にしてください。

3. 第2重点取組-3 輸入食品の検査- (1) について

TPPなどの国際経済連携の進展により、今後は海外から低価格な加工品や食品の輸入が増加することが想定されます。輸入食品の多様化や輸入量の増加により食品衛生法に違反した食品が入ってくるのではないかと不安があります。食品検査は国の所管ですが、宮城県として県民の食の安全を担保するために、取扱業者への監視指導の強化や県独自の輸入食品の検査の充実を図る安全対策の実施を要望します。

4. 第2重点取組-3 輸入食品の検査- (2) について

TPPなどの国際経済連携の進展により遺伝子組み換え食品の輸入の増加も考えられます。日本での安全性未審査で、かつ、外国で商業的に栽培され、日本に流通する可能性のある「遺伝子組換え食品」が、流通する食品に混入されていないかについて、宮城県の独自検査の実施を要望します。

5. 第3-1 監視指導- (2) について

2015年4月から食品表示法が施行され、新たな基準での食品表示や機能性表示食品など、様々な表示が出てきています。表示についてどのように理解し、生活に取り入れていけばいいのかが必要

です。「いわゆる健康食品」等の表示に関して疑問に思う消費者もいることから、相談窓口に寄せられた情報の調査結果を相談者に報告するだけでなく、相談内容について公表することも重要です。

6. 第5-1 自主管理体制の確立について

HACCP の導入は今後、国際基準化の方向でもあり、食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止につながり、ひいては消費者からの信頼を得ることができるなどの、HACCP 認証による食品事業者のメリットが理解できる文章にしてください。

7. 第5-2 「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の推進について

新たな「みやぎ HACCP」について、多くの事業者を対象にした研修会や講習会の実施、従業者教育の徹底のため、年間計画を設定し、県の積極的な働きかけ及び支援が必要と考えます。条例改正前に登録した事業者が認証を取得できるような働きかけや支援を行ってください。新たな「みやぎ HACCP」についての理解が食品等関連事業者も含めた県民に十分に進んでいません。制度内容の周知を広めるための学習会を企画するなど、新しい評価マークも合わせた啓発が必要と考えます。

8. 第5-4 食品衛生関係団体に対する指導・支援について

食品衛生指導員はボランティアでの活動であることや高齢化による指導員の人員不足の状況で、施設の巡回指導等に十分な役割を果たすことが厳しい状況です。活動に対する指導・支援のほか、新たな人材確保のための支援・人材育成への取り組みについて記載してください。

9. 第6 県民との意見交換及び情報提供

2月10日開催のリスクコミュニケーションは生産者、消費者、学識経験者、行政等の意見交換が進むような内容でした。

県民とのリスクコミュニケーションは、消費者が日頃抱えている不安や疑問を払しょくできるような形や運営方法の開催が重要です。消費者、生産者、食品等事業者、学識経験者等が直接顔を合わせ、お互いの状況や意見が分かり合えるような自由な対話の場が求められていると考えます。大きな会場での開催にとどまらず、地域での少人数での開催も必要と考えます。

10. 第6-1 計画策定にあたっての公表について

監視指導計画の策定にあたっては、計画案を県のホームページに掲載することにより公表し、広く県民から意見を求めるとしています。しかし、意見募集にあたり、前年度の実施状況については、一括での情報提供がされておらず、県民にとっては情報が見やすいとは言えません。実施報告について取りまとめたものを作成し十分な情報の提供を行ない、広く県民から意見を求めてください。みやぎ食の安全安心推進会議のほか、みやぎ食の安全安心消費者モニターからも意見を求めることを記述してください。

11. 第6-3 消費者への食品等による健康被害防止のための情報提供について

(1) 文科省の調査によると「アレルギーのガイドライン」に関する周知は、管理職や養護教諭ら一部の教職員にしか周知されていないという結果が報告されています。食中毒やアレルギー物質など、子どもの生命や健康に関する情報は、栄養教諭のみならず、児童に関わるすべての教職員などに研修等を通して、十分周知徹底することを望みます。

(2) 新たな「みやぎ HACCP」についての理解が食品等関連事業者も含めた県民に十分に進んでいません。制度内容の周知を広めるための学習会を企画するなど、新しい評価マークも合わせた啓

発が必要と考えます。HACCP の導入は今後、国際基準化の方向でもあり、食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止につながり、ひいては消費者からの信頼を得ることができるなどの、HACCP 認証による食品事業者のメリットや消費者の食の安全にもつながることの情報提供を行うことについての項目の追加を要望します。

12. 第7-1 職員の資質の向上- (1) (2) について

食品の安全行政本来の目的である「消費者保護」の観点を踏まえた食の安全行政担当部署の職員全員対象の研修の充実を図ることが必要です。平成27年度指示公表を行った事案も踏まえ、食品衛生監視員及びと畜検査員、食鳥検査員のほか、食の安全の分野に従事する職員の資質の向上に、関係法令等の研修の充実を盛り込むことを望みます。

以上